

**核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）
の一部補正の主な内容について**

1. 重大事故に関する記載の変更

- ・ 重大事故の発生を仮定する機器の特定の考え方について整理
 - －施設の特徴を踏まえて想定する事象の中から、設計上の考慮により除外するもの、事故想定するものを整理し、外部へ放射性物質を放出する駆動力となる事象として、火災を想定。
 - －MOX粉末を取り扱い、潤滑油を収納するグローブボックス8基において、技術的な想定を超えて火災が発生することを想定し、火災の影響によりグローブボックス内のMOX粉末が外部へ放出される事象を閉じ込める機能の喪失の重大事故として特定。
 - －機器の多重故障や人による誤操作の重ね合わせを想定した場合においても、臨界事故の発生は想定できないという旨の記載を追加。
- ・ 重大事故の対策について整理
 - －重大事故の発生を仮定するグローブボックス内で火災が発生し、さらに設計基準における火災の感知・消火機能が喪失して火災が継続し、設計基準事故を超えて外部への多量の放射性物質の放出に至ることを想定。
 - －発生防止対策として、全工程の停止、全送排風機の停止、動力電源の遮断等を実施。
 - －重大事故の発生を仮定するグローブボックス内で火災が発生していることが確認された場合には、設計基準における火災の感知・消火機能とは異なる方法で、火災の消火等を実施。

2. その他、記載の適正化等

- ・ 再処理施設の申請書を踏まえ、加工事業変更許可申請書の構成や章項目等を見直し。

以 上